

# 平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が変わります

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組みです。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が次の表のように変わります。

○見直し前（平成29年7月診察分まで）

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
		現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	12,000円	44,400円
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

○見直し後（平成29年8月診察分から）

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
		現役並み	57,600円
一般	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円	<多数回44,400円 ※2>
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。